

令和8年度

総 会 議 案 書

日 時 令和8年5月17日(日)
18時～

場 所 山本コミュニティセンター

西山本小学校区まちづくり協議会

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 議長選出
5. 議事
 - ① 令和7年度事業報告
 - ② 令和7年度会計報告
 - ③ 令和7年度会計監査報告
 - ④ 令和8・9年度事業計画案
 - ⑤ 令和8年度会計予算案
 - ⑥ その他
6. 閉会のことば

令和7年度事業報告書

重点目標

みんなでつくる魅力あるわがまち

事業名	年月日	事業内容
まちづくり協議会総会	7, 5, 18	各議案が承認される
第一回まち協役員会	7, 13	総会の反省、今年度行事、地区防災計画について
第二回まち協役員会	8, 1, 25	各行事反省、令和8・9年度行事について
第三回まち協役員会	4, 26	総会開催について

1, 人と人のつながり・絆を深めていくまち

事業名	年月日	事業内容
地域の憩いの場 サロン さくら	毎月第4(水)	山本コミセンにて 毎月第4水曜日13時～15時頃迄
サマーフェスティバル	7, 7, 13	校区内児童に対し緑日で賑わう 400人が参加 PTA、子ども会、民生・児童委員、女性会、老人会が それぞれブースを出店し協力
ふれあいフェスタin玉串川	9, 7	親子で玉串川清掃、金魚すくい
スタンプラリー	8, 3, 15	6カ所の防災倉庫の場所を探しながら校区内を廻る 子どもたちやひとり暮らし高齢者等60名の参加

2, 高齢者がいつまでも心豊かに暮らせるまちづくり

事業名	年月日	事業内容
敬老祝寿会	7, 10, 5	地域の高齢者(70歳以上)の方を招待し開催する バレエ、保健師のお話、フラダンス 東中学校区高齢者あんしんセンター中谷によるお話 みんなで河内音頭、抽選会を実施
友愛訪問	8, 3, 11	町会長、民生委員がひとり暮らし・寝たきり高齢者宅へ ～ 訪問し、見守り・声掛けを行い粗品を手渡す

3, 子どもたちが健やかに育つまちづくり

事業名	年月日	事業内容
子育て広場	7, 4, 23	コミセン・体育館にて 未就学児を対象として
	~3, 22	子育てサロンを12回開催
	7,22・23・30	宿題会
	7,23、8,27	小中学生による夏休み、春休み
	8, 3, 25	サロンさくらのお手伝い
朝ごはん隊	7, 11, 5	西山本小学校にて児童の朝ごはん支援
	8, 3, 4	

4, 安全で誰もが安心して暮らせるまちづくり

事業名	年月日	事業内容
青色防犯パトロール	7, 4, 1	各ブロックの防犯担当者(50人)が週6日(曜日交替)
	~	校区内を青パトで巡回し、地区内及び下校時の児童の安全を見守る
青パト実施者講習会	6, 21	八尾警察による講習会38名が受講
防災訓練	6, 22	無事旗掲示による「安否確認訓練」の開催
	11, 23	西山本小学校体育館他にて防災訓練の実施
地区防災計画	8, 9	「地区防災計画」策定の検討会議
	9, 6	〃
	9, 27	〃
	11, 29	〃
避難行動マニュアル	12, 3	全戸配布

5, 心身共に健やかに暮らせるまちづくり

事業名	年月日	事業内容
ノルディックウォーク わかわかごぼう	7, 10, 1	ノルディックウォーキング第3弾10名
	~8, 2, 18	わかわかごぼうトレーニング37名 各5回講習会実施
		衰えがちな筋力アップと歩く姿勢の修正
	第2,4(土)	毎月2回自由参加で自主トレーニングを開催
	随時	ノルディックウォーク散策(12月奈良今井町)
グランドゴルフ	11, 10	雨天の為中止

令和7年度西山本小学校区まちづくり協議会 決算報告書

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

収入の部		支出の部	
八尾市会計管理者	1,199,961	保険料(青パト)	103,770
〃	500,000	駐車場代(青パト)	60,000
預金利息	940	ガソリン代(青パト)	41,910
		車リース代(青パト)	347,160
		防災訓練関係	7,801
		行事費	110,799
		敬老粗品ほか	77,000
		友愛訪問	87,200
		子どもと地域の絆事業	26,092
		事務経費	131,478
		防災計画(印刷代)	174,991
		防災計画(配布委託料)	43,560
		電波利用料	2,800
		印刷代	135,090
		掲示板移設費	44,550
		各行事保険	54,000
		預金利息福祉委員会へ	940
		八尾市へ戻入	251,760
計	1,700,901	計	1,700,901

収入合計	1,700,901
支出合計	1,700,901
差引残高	0

会 計 柴本 佳則

令和7年度、西山本小学校区まちづくり協議会の会計報告について
書類を精査した結果、相違ないことを認めます

令和 8年 5月 5日

会計監査 桑本 隆信

会計監査 門野 高哉

令和8年5月17日

西山本小学校区まちづくり協議会

令和9年度 事業予定（案）

取り組み名称	実施頻度	
青色防犯パトロール	週6日	(1日 1～2回)
西山本地区防災訓練	年2回	(安否確認訓練1回 実技訓練1回)
サロンさくら	月1回	(地域憩いの広場)
サマーフェスティバル	年1回	(子どもたちと住民が楽しいひと時を過ごす)
スタンプラリー	年1回	(まち歩きを行い、わが町の認識を深める。)
ふれあいフェスタ	年1回	(玉串川清掃活動を親子で行い金魚すくい実施)
ノルディックウォーキング	第2・4(土)	(足の健康を維持し、フレイル予防を目指す)
わかわかごぼう	第2・4(土)	(健康を維持し、フレイル予防を目指す)
子育て広場	年16回	(こどもたちの交流及び、親同士の交流を図る)
朝ごはん隊	適宜	(子供たちへ食事の提供)
高齢者への友愛訪問	年1回	(一人暮らし高齢者・寝たきり宅へ見守り訪問)
高齢者へのイベント	適宜	(高齢者の方々を招待し、敬老祝寿会他を開催)
登校の見守り	年6回	(地域と共に小学生の見守りを実施)

令和7年5月18日

西山本小学校区まちづくり協議会

令和8年度 事業予定

取り組み名称	実施頻度	
青色防犯パトロール	週6日	(1日1～2回)
西山本地区防災訓練	年2回	(安否確認訓練1回 実技訓練1回)
サロンさくら	月1回	(地域憩いの広場)
サマーフェスティバル	年1回	(子どもたちと住民が楽しいひと時を過ごす)
スタンプラリー	年1回	(まち歩きを行い、わが町の認識を深める。)
ふれあいフェスタ	年1回	(玉串川清掃活動を親子で行い金魚すくい実施)
ノルディックウォーキング	第2・4(土)	(足の健康を維持し、フレイル予防を目指す)
わかわかごぼう	第2・4(土)	(健康を維持し、フレイル予防を目指す)
子育て広場	年16回	(こどもたちの交流及び、親同士の交流を図る)
朝ごはん隊	適宜	(子供たちへ食事の提供)
高齢者への友愛訪問	年1回	(一人暮らし高齢者・寝たきり宅へ見守り訪問)
高齢者へのイベント	年1回	(高齢者の方々を招待し、敬老祝寿会を開催 他)
登校の見守り	年6回	(地域と共に小学生の見守りを実施)

**令和 8 年度 西山本小学校区まちづくり協議
予算案**

収入の部

科 目	金 額
まちづくり交付金（運営基本枠）	500,000
まちづくり交付金（事業提案枠）	1,100,000
寄付	
その他	
合 計	1,600,000

支出の部

事業に係る科目	金 額
運営基本枠	400,000
青色防犯パトロール	650,000
西山本地区防災訓練	60,000
サロンさくら	40,000
サマーフェスティバル	60,000
ノルディックウォーキング	2,000
わかわかごぼうトレーニング	2,000
子育て広場	30,000
朝ごはん隊	20,000
スタンプラリー	40,000
ふれあいフェスタ	36,000
高齢者への友愛訪問	100,000
高齢者へのイベント	150,000
登校の見守り	0
取り組みの情報発信	10,000
合 計	1,600,000

西山本小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、西山本小学校区まちづくり協議会(以下「本会」という。) と称する。

(対象区域)

第2条 本会の対象区域は、西山本小学校区とする。

(目的)

第3条 本会は、西山本小学校区の「まちづくりの目標」を定めた「西山本小学校区わがまち推進計画」(以下「わがまち推進計画」という。) の実現をめざして、八尾市との協働のもとに、地域住民が一体となって、地域の課題解決を図り、「住みよいまちづくり」を実践することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、わがまち推進計画に基づき次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等に関すること。
 - (2) わがまち推進計画の作成及び実施、進捗状況の評価に関すること。
 - (3) 住民の健康及び福祉に関すること。
 - (4) 防犯活動に関すること。
 - (5) 防災活動に関すること。
 - (6) 幼児 児童・青少年の健全育成に関すること。
 - (7) 地域コミュニティの醸成に関すること。
 - (8) 高齢者福祉に関すること。
 - (9) まちの環境改善に関すること。
 - (10) 本会の備品管理に関すること。
 - (11) その他、地域における課題解決やまちづくりの推進に関して必要な事業に関すること。
- 2 本会は、活動にあたって、営利活動や特定の宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業は行わない。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、山本コミュニティセンターに置く。

第2章 組織及び役員

(組織)

第6条 本会は、別表1に定める団体等(以下「構成団体」という。)をもって構成する。

- 2 本会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。
- 3 本会は構成団体とは別に本会の事業に協力する団体(以下「協力団体」という。)を置くことができる。
- 4 会務に関する事務を担う事務局を設置し、人員を若干名配置する。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 若干名
- (5) 会計監査 2名

2 役員は、第6条1項に定める構成団体の中から、総会において選任する。

3 会計監査は、本会において、他の役員を兼ねることはできない。

4 総会の了承を得て、本会に顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を担当する。
- (4) 書記は、本会の書記を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は、本会の会務について相談を受ける。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。但し、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第10条 本会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第3章 会議

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関とし、顧問、役員及び会長が指名する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 前項の規定により、会長が委員を指名する場合は、総会の承認を得るものとする。

3 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) わがまち推進計画の作成、変更に関する事項
- (4) 本会の組織、構成団体、委員に関する事項
- (5) 役員の選任に関する事項
- (6) 規約の改廃に関する事項
- (7) その他、本会の運営に関する重要な事項等会務に必要な事項

4 総会は、会長が招集し、議長が総会の進行を担う。

5 議長は、役員・委員の中より自薦、他薦により選出する

6 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の過半数の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数（書面表決者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において議長が指名した議事録署名人2人が署名押印するものとする。

(議事録の公開)

第13条 地域住民は、会長に申し出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。但し、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

2 総会の議事要旨は、公開するものとする。

(役員会)

第14条 役員会は第7条で定める役員(但し、会計監査を除く。)をもって構成する。

必要に応じて役員以外の委員の出席を求めることができる。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

3 役員会は次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 評議決定した事項を地域住民に周知する事項
- (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第15条 会議は、総会を除き、会長が必要と認めたときに開催する。但し、当該会議の構成員（以下「構成員」という。）の過半数の請求があった場合は、会長は速やかに会議を開催しなければならない。

(会議の運営)

第16条 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、書面をもって表決することができる。この場合において、定足数及び議決の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

第4章 事業計画及び予算

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び決算は、役員会が作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後、総会の承認を得なければならない。

第5章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、包括交付金、補助金、委託料、助成金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査と報告)

第21条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会にて報告する。

(会計及び資産帳簿の備え付け及び公開)

第22条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を備える。

2 地域住民は、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を、会長に請求することができる。但し、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合には、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

3 八尾市からの包括交付金等にかかる実績報告、収支報告等については、公開するものとする。

第6章 その他

(規約の変更)

第23条 当規約は、総会の議決を経なければ、変更することはできない。

(会長への委任)

第24条 当規約の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 当規約は、平成25年3月17日からこれを施行する。

(準備委員会)

2 西山本小学校区まちづくり協議会設立準備委員会は、平成25年3月17日をもって閉会し、その全てを本会に継承する。

(役員の任期の特例)

3 構成団体等の役員改選年度と調整を図るため、設立時に選任された役員の任期は、平成25年度末までとする。

附則

改正後の規約は、平成28年4月1日からこれを施行する。

改正後の規約は、令和元年5月12日からこれを施行する。

改正後の規約は、令和4年5月22日からこれを施行する。

改正後の規約は、令和6年6月10日からこれを施行する。

改正後の規約は、令和7年5月18日からこれを施行する。

別表1

団 体 名	地区福祉委員会所属部会
地区福祉委員会	
地区自治振興委員会	総務部会
地区民生・児童委員会	生活厚生福祉部会
保護司	生活厚生福祉部会
地区女性会	保健衛生福祉部会
日赤婦人部	保健衛生福祉部会
青少年指導員	青少年福祉部会
スポーツ推進委員	青少年福祉部会
少年補導員	青少年福祉部会
東中学校・西山本小学校各PTA	青少年福祉部会
こども会育成会連合会	青少年福祉部会
地域で子育て応援隊	青少年福祉部会
高齢クラブ	高齢者福祉部会
自主防災協議会	地域安全福祉部会(防災G)
地域安全センター	地域安全福祉部会(防犯G)

令和8年度西山本小学校区まちづくり協議会役員・委員

役 職	氏 名	所 属 団 体 名
会 長	増田 明彦	地区福祉委員会
副 会 長	西川 典子	地区女性会
副 会 長	相楽 由香理	青少年指導員
会 計	柴本 佳則	地区福祉委員会
書 記	坂東 忠行	青少年指導員
会計監査	桑本 隆信	地区福祉委員会
会計監査	門野 高哉	地区福祉委員会
委 員	石川 雅裕	地区自治振興委員会
委 員	杉田 幸雄	地区自治振興委員会
委 員	藤本 陽子	地区民生・児童委員会
委 員	帋野 真澄	地区民生・児童委員会
委 員	白野 弘美	地区女性会
委 員	澤田 英子	日赤婦人部
委 員	別府 正文	青少年指導員
委 員	宇山 弘信	青少年指導員
委 員	林 洋雄	高齢クラブ
委 員	堀田 肇	高齢クラブ
委 員	佐々木 義幸	地区福祉委員会
委 員	岩崎 修司	地区福祉委員会
委 員	田中 順一	地区福祉委員会
委 員	石川 雅章	地区福祉委員会
委 員	植田 尚志	地区自治振興委員会